

○財務省令第一号
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条第二項の規定に基づき、
日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年二月三日
財務大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省令第三号）の一部を次のように改正す
る。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

改正前

（登録認証機関の認証に関する業務の方法
に関する基準）

（登録認証機関の認証に関する業務の方法
に関する基準）

第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で
定める基準は、次のとおりとする。

第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で
定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十条第一項から第三項まで、第十
一条第一項、第十二条第一項、第十二条
の二第一項、第十三条第一項、第三十条
第一項から第三項まで、第三十一条第一
項及び第三十三条第一項の認証の実施方
法に関する基準

一 法第十条第一項から第三項まで、第十
一条第一項、第十二条第一項、第十二条
の二第一項、第十三条第一項、第三十条
第一項から第三項まで、第三十一条第一
項及び第三十三条第一項の認証の実施方
法に関する基準

イ・ロ（略）

イ・ロ（略）

ハ 申請者（法人にあつては申請者又は
その業務を行う役員、人格のない社団
又は財団で代表者又は管理人の定め
のあるものにあつては申請者又はその代
表者若しくは管理人）が次のいずれか
に該当するときは、認証をしないこと。

ハ 申請者（法人にあつては申請者又は
その業務を行う役員、人格のない社団
又は財団で代表者又は管理人の定め
のあるものにあつては申請者又はその代
表者若しくは管理人）が次のいずれか
に該当するときは、認証をしないこと。

(1) (3)（略）

(1) (3)（略）

(4) 第三号トの規定による認証の取消
しに係る弁明の機会の付与について

(新設)

通知した日からその取消しをする日
又は取消しをしないことを決定する
日までの間に二(4)の規定による業務
の廃止の通知をした者で、その通知
の日から一年を経過しないもの

(5) (4)の業務の廃止の通知をした日前
三十日以内にその通知に係る者（法

(新設)

人又は人格のない社団若しくは財団
で代表者若しくは管理人の定めのある
ものに限る。）の業務を行う役員
（人格のない社団又は財団で代表者
又は管理人の定めのあるものにあつ
ては、その代表者又は管理人）であつ
た者でその通知の日から一年を経過
しないもの

二・ホ（略）

二・ホ（略）

二・五（略）

二・五（略）

2

2